

広島県保育士等キャリアアップ研修指定要綱

令和7年3月18日 全部改正

(目的)

第1条 この要綱は、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)の別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に規定する研修実施機関の指定に係る手続き等必要な事項を定めるものである。

(研修実施機関の指定要件)

第2条 知事は、次に掲げる要件をいずれも満たすと認められる研修実施機関が実施するキャリアアップ研修を指定することができるものとする。

- (1) 研修実施機関は、市町、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体であること。なお、研修実施機関は、適切に研修を実施し、研修修了の評価を行うことができる範囲において、研修の一部を委託することができるものとする。
- (2) 研修を適正かつ円滑に実施するために必要な能力及び研修の実施に必要な財政的基盤を有していること。
- (3) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、事業の収支を明らかにする会計帳簿及び決算書類等の書類が整備することができること。
- (4) 研修実施機関の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)又は申請者の代表者、役員若しくは関係者等が、広島県暴力団排除条例(平成22年12月27日条例第37号)第2条第1号及び第3号に規定する暴力団及び暴力団員等でないこと。
- (5) 実施する研修が、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

ア 研修分野及び対象者

研修は、専門分野別研修、マネジメント研修及び保育実践研修のいずれかの分野とし、それぞれの研修の対象者は次のとおりとする。

- (ア) 専門分野別研修 (①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援)

保育所等(子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。)の保育現場において、それぞれの専門分野に関してリーダー的な役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

- (イ) マネジメント研修

(ア)の分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

- (ウ) 保育実践研修

保育所等の保育現場における実習経験の少ない者(保育士試験合格者等)又は長期間、保育所

等の保育現場で保育を行っていない者（潜在保育士等）

イ 研修内容

研修内容は、ガイドライン別添1「分野別リーダー研修の内容」のとおりとし、「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものであること。

ウ 研修時間

研修時間は、1分野15時間以上であること。

エ 講師

研修の講師は、指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると知事が認める者であること。

オ 実施方法

(ア) 研修の実施にあたっては、講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑、かつ、主体的に受講者が知識や技能を習得できるよう、工夫されていること。また、eラーニングで実施する場合は、保育士等キャリアアップ研修をeラーニングで実施する方法等に関する調査研究（平成30年度厚生労働省委託事業）を参考にしていること。

(イ) 研修会場は原則として広島県内であること。研修の開催日、時間帯及び会場について、受講希望者が受講しやすいよう配慮されていること。

(ウ) 講義及び演習等を実施するための定員及びクラス数に見合った広さの会場及び必要物品が確保されていること。

(エ) 事業者は、申請内容に沿った安全かつ適正な研修の実施を常に確認し、研修の運営に関し適切な判断と指示を行うことができる研修責任者が選定されていること。

(指定の申請)

第3条 研修実施機関として指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、研修実施予定日の2か月前までに、「保育士等キャリアアップ研修指定申請書」（様式第2号）に次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 研修カリキュラム

※ 分野ごとに作成すること。

(3) 講師に関する書類

ア 就任承諾書

イ 略歴書

(指定の通知)

第4条 知事は、前条による申請があった場合において、申請者及び事業の内容を審査し、第2条に規定する研修実施機関の指定要件を満たしていると認められる場合、「保育士等キャリアアップ研修指定通知書」（様式第3号）により指定を行うものとする。この場合において、研修実施機関番号は、知事が決定する。

2 知事は、申請の内容がガイドライン及びこの要綱に定める要件を満たさない時は、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、指定しないことができる。

3 知事は、前条の規定による指定の申請があった時は、必要に応じて申請内容について、申請者に対し照会を行い、報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

4 知事は第2項による指定しない決定をしたときは、申請者に対し、「保育士等キャリアアップ研修不指定通知書」(様式第4号)により理由を付してその旨通知する。

(指定の効力)

第5条 前条による指定については、指定を行った年度のみ効力を有する。ただし、指定を受けた研修を翌年度も実施しようとする場合は、「保育士等キャリアアップ研修指定内容更新届出書」(様式第5号)を、当該研修の受講者の募集を開始しようとする日の2か月前までに、知事に提出することにより、研修による指定は、引き続き、効力を有するものとする。

2 前項の届出書に記載された研修がガイドラインの内容及び本要綱に定める要件を満たしていない場合、当該届出書は無効とし、指定の効力はなくなるものとする。

(指定内容の変更)

第6条 研修実施機関は第3条又は第5条の申請により指定された内容を変更しようとするときは、「保育士等キャリアアップ研修指定内容等変更届出書」(様式第6号)に変更内容に係る書類を添付し、知事に提出しなければならない。

2 研修実施機関の名称、主たる事務所の所在地、代表者、連絡先に関する変更の場合は変更後10日以内に、研修内容変更の場合は、研修の受講者の募集を開始しようとする日の1か月前までに、提出すること。

3 研修実施機関は、当該研修を中止したときは、「保育士等キャリアアップ研修中止届出書」(様式第7号)を10日以内に提出しなければならない。

(研修修了の評価)

第7条 研修実施機関は、研修修了者の質の確保を図る観点から、ガイドラインに基づき、適正に研修修了の評価を行わなければならない。

2 研修修了の確認及び評価が、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

ア 15時間以上の研修(ガイドラインの別添1の「ねらい」及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものを)をすべて受講していること。

イ 受講者の研修内容に関する知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するため、研修受講後にレポートを提出させること。ただし、レポート自体に理解度の評価(判定)を行って、修了の可否を決定することまでは必要としない。

3 研修の受講において、研修実施機関の指示に従わないなど、態度が不適切な者や研修内容の理解を著しく欠いている者等については、研修修了の評価を行わないことができる。

(修了証の交付と情報管理)

第8条 研修実施機関は、研修終了後速やかに、研修修了者に対し、「保育士等キャリアアップ研修修了証(以下「修了証」という。)」(様式第1号)を交付しなければならない。なお、虚偽又は不正の事実に基づいて修了証の交付を受けた場合においては、研修の修了を取り消すことができる。

(1) 修了書番号

修了証に記載する修了番号については、「都道府県番号(2桁) - 修了証の発行年(2桁(西暦の

下2桁) - 研修指定番号(3桁) - 番号(5桁)」の12桁とする。研修指定番号は、指定を行った研修実施機関の番号(2桁)と研修種別番号(1桁)の3桁の番号とする。

都道府県 番号 (2桁)	修了証の発行年 (2桁) (西暦の下2桁)	研修実施機関番号 (2桁)	研修種別番号 (1桁)		通し番号 (5桁)
			番号	分野	
34	××	××	1 2 3 4 5 6 7 8	乳児保育 幼児教育 障害児保育 食育・アレルギー対応 保健衛生・安全対策 保護者支援・子育て支援 マネジメント 保育実践	×××××

(2) 修了証の効力

修了証については、修了証の研修が実施された会場の所在地の広島県以外の都道府県においても効力を有する。

(3) 研修修了者の情報管理

研修を実施した後、研修修了者に関する情報を記録し、管理する仕組みとすることにより、身に付けた知識及び技能を客観的に評価できるようにすることが重要であるため、指定研修実施機関は、次のとおり、研修修了者の情報管理を行うものとする。

ア 研修修了者名簿の作成

研修実施機関は、受講希望者からの申し込みの際、①保育士登録番号(受講希望者が保育士の場合に限る。)、②氏名・生年月日・住所、③勤務先施設の名称・所在市町村名(現に保育所等に勤務している者に限る。)を把握することとし、研修修了後には、①から③までの情報に加え、④修了した研修分野、⑤修了証番号、⑥修了年月日を記載した研修修了者名簿を作成すること。

イ 情報の取扱い

研修を実施する上で、知り得た個人情報の取扱いについては、十分に留意しなければならない。研修修了者が広島県以外の都道府県で勤務する場合、都道府県間で研修修了者の情報を共有することにより、当該情報の確認が円滑となることから、指定研修実施機関は、他の都道府県及び市町村にアで定める①から⑥までの情報を提供することについて、受講の申し込み時において、本人から同意を得ること。

(4) 修了証の再交付

指定研修実施機関は、研修修了者の氏名の変更や修了証の紛失等の申し出があった際は、修了証の再発行を行うこと。

(実績報告書の提出)

第9条 研修実施機関は、修了証の交付後速やかに、「保育士等キャリアアップ研修実績報告書」(様式第8号)に、研修修了者名簿を添付して、知事に提出しなければならない。なお、提出は電磁的記録で提出するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 研修実施機関は、研修を実施する上で知り得た受講者の秘密の保持に留意し、個人情報の取扱い

に当たっては、個人の権利利益を侵害することがないように、適切に管理しなければならない。

(調査及び指導)

第11条 知事は、研修実施機関に対し、必要と認めるときは、研修に関する報告及びこれにかかる書類の提出を求めることができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、研修実施機関の事務所及び研修開催場所等において実地に調査を行うことができる。

3 知事は、研修の実施等に関して、適当でないと認めるときは、研修実施機関に対して改善の指導を行うことができる。

4 知事は、研修実施機関が第4条による指定の内容と異なる研修を実施した場合及び第3項による指導による改善が認められるまで、一時的に研修を中止するよう指示することができる。

(指定の取消し)

第12条 知事は、研修実施機関が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

(1) 第2条に定める要件に適合しなくなったとき

(2) 指定の申請又は実績報告等において、虚偽の申請又は報告を行ったとき

(3) 事業を適正に実施する能力が欠けると認められるとき

(4) 事業の実施に際し、不正な行為があったとき

(5) 前条第2項に定める改善指導に従わないとき

(6) その他研修実施機関として不適切と判断されるとき

(その他)

第13条 研修実施機関は、次に掲げる要件に留意し、研修を実施すること。

(1) 指定する研修について、研修対象者の受講希望者の数が満たない場合、当該研修対象者以外の者に受講させること。

(2) 指定を受けた研修について、ホームページへの掲載等により、保育所等及び研修の対象者に広く周知すること。

附則

この要綱は、決裁日から施行し、令和6年4月1日から適用する。